

第 996 号
(90)

巡視船いしがき臨時修理（搭載艇浮力体）

仕 様 書

第十一管区海上保安本部
令和 7 年 6 月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続は請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術部に提出するものとする。
- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」および「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 4 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 5 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。
- 6 この修理の施工に当り、秘密保全に該当する場合は、秘密保全に関する誓約書に基づき、秘密の保全に努めるものとする。
- 7 修理場所が米軍施設内となる場合、立入り等する際は事前に監督職員と調整するものとし、施設内では米軍関係者の指示に従うものとする。

別途指示のない限り、修理場所は巡視船いしがきとする。
- 8 引渡し期限は令和7年12月26日、修理開始日は契約日以降とする。
- 9 (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積り心得書を順守すること。
(2) 請負金額の支払い等その他の事項については契約書によるものとする。

第二章 船体部

7.0m 複合型ゴムボート

<要目>

長	さ	6.53 メートル
幅		2.65 メートル
深	さ	1.03 メートル
総トン数		1.9 トン

巡視船いしがき搭載艇（PL62-M3 以後M3とする。）について、製造所技術員により、次の修理を行う。

- 1 巡視船いしがきに搭載されているM3を、25tラフタークレーンを使用し吊上げ、請負業者手配のトラックに積込む。

M3の輸送には盤木等を準備のうえ固縛し、動揺防止措置を行うこと。

【巡視船いしがき係留場所】

沖縄県沖縄市海邦町 3-45 付近岸壁

- 2 M3を請負業者指定場所へ輸送する。
- 3 M3船側浮力体及び外皮ゴム布を取替える。

船側浮力体及び外皮ゴム布取替え後、船名シールを貼付し仕上げ清掃を行う。

<使用部材>（請負業者手配）

両舷部浮力体	ポリエチレンフォーム	18 個
ゴム布	1t×1400w×25m	1 枚
バンパーテープ A 型	50m	1 本
接着剤	バフノン 8800	30kg
プライマー	ノーバフ 27	3kg
硬化剤	ハードリオン	5kg
船名シール	白	1 式
コーキング材		9 本
船尾キャップ		2 個

- 4 修理終了後、動揺防止措置を行い、トラックに積込み、上記巡視船いしがき係留場所まで輸送する。
- 5 トラックに積込まれているM3を、25tラフタークレーンを使用し吊上げ、巡視船いしがきに搭載する。

巡視船いしがき搭載前に、監督職員により、M3船体の良態確認を受けること。

また、巡視船いしがき搭載後、監督職員により搭載状況の確認及び検査職員の検査を受けること。